

## 《市民科学公開講座・基調報告》

### 非武装中立と「市民の科学」—東アジアの平和状態の創生に向けて—

重本直利

(NGO 市民科学京都研究所専任研究員、安重根東洋平和研究センター元事務局長)

#### はじめに—戦争にどう向き合うのか、6つのスタンス—

本日の市民科学公開講座のメインテーマは「戦争にどう向き合うのか」です。マスコミでは、連日、ウクライナでの戦争報道において、防衛省の研究所関係者と自衛隊OBが登場し、また安全保障の専門家・研究者も登場しています。戦争の現況とその分析の報道です。だが彼らに「あなたは戦争にどう向き合うのか」という基本・根本(スタンス)が問われることはありません。議論されることもありません。戦況とその分析の報道が連日続きます。憲法9条(戦争放棄と戦力不保持)が明記されているこの国で、この報道のあり方に大きな疑問と憤りを感じます。

アメリカをはじめNATOから大量の武器がウクライナに送られ続けています。今日(今世紀)、「戦争にどう向き合うのか」の問いに答えることなく済みます(あるいは曖昧にする)ことは許されない。ここに全問題が潜んでいます。

本報告では「戦争にどう向き合うのか」の私の6つのスタンス(向き合い方、構え)として整理しました。この内容は研究所活動の大きな柱である月刊ニュースレター「市民科学通信」での諸拙稿をベースにしています。従って研究所全体の「構え」ではありません。一研究員として研究所内の交流の中でまとめたものです。批判・論評も含め議論していただければありがたいです。

振り返りますと、私は1968年「5月革命」(パリ・ソルボンヌ大学に端を発した)翌年の1969年に大学入学、学生時代に観た戦争映画の数々、70年安保闘争、そしてベトナム戦争反対闘争(神奈川県相模原の米軍工廠で修理された戦車のベトナムへの搬出阻止の学生・市民の座り込みなど)、この戦争にアメリカ占領下の沖縄の米軍基地が重要な役割を果たしました。1950年に勃発した朝鮮戦争の時も同様です。沖縄は繰り返し戦争の惨禍の中にあります。1972年の沖縄返還後も続いています<sup>1)</sup>。今は「台湾有事」の「備え」の中に、今、「何をなすべきなのか」の自問が続きます。

#### 1. まず、「戦争絶対非認」というスタンス

これまで本「通信」で述べてきましたように、まず何よりも「戦争絶対非認」です。「正義の戦争」も「防衛の戦争」も私は認めません。幸徳秋水が120年ほど前に述べたことと同様です<sup>2)</sup>。また憲法9条の「戦争放棄」と「戦力不保持」の順守です。小学生でも9条は「戦争絶対非認」であることはわかります。わかっていないのは大人です。最もわかっていないのは「国家権力者」とその周辺の人びとです。

何のために国同士は戦争するのか。私を含め市民同士は戦争(殺し合い)をするつもりは全くありません。中国も台湾も韓国の市民も互いに殺し合うつもりは全くありません。今も市民間の交流は数多く続けられています。私たちは東アジアの民です。

ロシアでは市民動員を強制(徴兵)し拡大しています。ウクライナでは18歳から60歳までの男性は兵役を拒否できません。拒否すれば「非国民」です。市民は戦争したくない(殺し合いたくない)にもかかわらず、国家は市民に戦争(殺し合い)を強制します。まず最初に挙げる私のスタンスは「戦争絶対非認」です。

#### 2. 次に、戦争当事国の「善・悪」図式批判

「プーチンが悪でゼレンスキーは善」という「定説<sup>3)</sup>」あるいは「図式」に私は与しません。

何故、ロシアがウクライナに侵攻・侵略し戦争となったのか。「戦争絶対非認」を前提にした上で、何故、戦争に至ってしまったのかを明らかにする<sup>4)</sup>ことが何よりも重要です。戦争に対する中立的立場はありえない。「正義の戦争」も「防衛の戦争」も含め「戦争絶対非認」です。

今、さらに重要なことは、起った戦争を一刻も早く停戦・終戦させなければならないということです。互いに「正義の戦争」、「防衛の戦争」という主張（あるいは捉え方）では戦争を終わることが出来ません。「正義」を実現するまで「防衛」できるまで続きます。侵攻・侵略したロシアと闘うために、次々とエスカレートした膨大な武器、さらに強力な武器がアメリカから NATO からウクライナに送られています。「一方が悪で他方が善」という図式で「善」の方へ大量の武器が戦場に持ち込まれています。戦争は終わることが出来ません。

第二次大戦以後、「いかなる場合も戦争をしてはいけない」、「戦争だけはやってはいけない」と繰り返し言い続けてきました。戦争は「絶対悪」（いかなる思想・立場・観点からも悪）ということではなかったのか。今日においては、戦争に至った場合、「一方が悪で他方が善」という図式は受け入れられない。

### 3. 依然として、軍事力の「勝・敗」から抜け出せない

かつての「大東亜共栄圏」（欧米の植民地支配のアジアを解放し共存共栄のアジア）という「善」を目指す大日本帝国（天皇制国家主義）は長い・長い侵略戦争を続けたのも同じです<sup>5)</sup>。その果てにナチス・ドイツと同盟を結び 1945 年の破局まで、戦争を終わることが出来ませんでした。戦後、1950 年に勃発した「朝鮮戦争」も 73 年経ってもまだ終わっていません。休戦状態です。日本の侵略戦争と植民地支配がもたらした「朝鮮半島の南北分断」、「台湾問題」、「慰安婦問題」、「徴用工問題」なども未解決です。何が「善」なのか。これまでは最終的に軍事力が「善悪の勝敗」を決しました。「力の強いものが正しい」、今もこの力の思想と行動が続いています。戦後、いったい何を反省したのか。

「ウクライナ戦争」も核の使用まで危惧される事態に至っています。何故、アメリカは広島、長崎に原爆を投下したのか。この根本的な反省がない限り核爆弾は使用されます。戦争を早く収束させるために核爆弾を使用するという危うさです。原発も核爆弾と同じです。常時核分裂を行っている原発がミサイルに被弾すれば甚大な被害をもたらします。日本一原発が集中しています若狭湾周辺の原発にミサイルが撃ち込まれれば少なくとも市民は関西には住めません。軍事力の「勝・敗」から抜け出せないのなら「核の脅威」はなくなりません。

### 4. よって、戦争に対する「責任」、そこに「中立」はない

戦争に至った両国家の大統領（＝「政治権力者」）はその重大な責任（多くの兵士が殺し合い、市民が虐殺・殺戮される責任）を自覚しなければならない。そして、その両国家に関係する諸国家が、この戦争を回避できなかった責任もです。『永遠平和のために』を書いたイマヌエル・カントは「国家は、（国家が場所を占めている土地のようなぐあい）に）所有物（財産 *patrimonium*）ではない。国家は、国家それ自身以外のなにものにも支配されたり、処理されたりしてはならない人間社会である<sup>6)</sup>」と述べました。プーチン大統領（＝「政治権力者」）は国家を自らの所有物（＝自らが国家）の如く扱っています。「朕は国家なり」（ルイ 14 世）が浮かびます。

カントが述べるように国家は人間社会、つまり人間の集まりです。何者にも支配されたり処理されたりしてはならないのです。だとすると戦争に対する「市民の社会的責任」も問わなければなりません。ウクライナ戦争だけでなく、世界で今も多発する戦争（殺し合い）の現実に対する責任です。人間社会においても戦争に対する中立のスタンスはありません。市民社会は「戦争絶

対非認」です。

プーチン大統領もゼレンスキー大統領も、さらに各国家の大統領・首相たちはこのことを自覚すべきです。でなければ退場すべきです。

## 5. 戦争を回避・阻止するのは市民の力

私たちの足元の日本では、沖縄本島を中心とした南西諸島をはじめとして全国的に戦争準備（「核の傘」、「敵基地攻撃」、「軍事費倍増」などを含め）がこれまで以上に進められ、これに対する市民の反対・抵抗運動が今も続いています。この市民のつながり・連帯が重要です。大統領・首相、政府（国家）に戦争を始め・拡大する力はあっても、戦争を回避・阻止する力はありません。巨大企業にもありません。これは明白です。戦争は巨大なビジネスの場であるという現実も捉えなければなりません。このビジネスは国家権力と不可分、運命共同体です。ただ戦争を始めるとは「政治権力者」がもっているのです。戦争を回避・阻止するのは市民の力です。

市民の積極的平和に向けての連帯およびその国際連帯こそが平和準備・創設の力です。市民をベースにした国のあり方（政治制度、経済制度、教育制度、文化制度など）にもおよぶ議論が重要です。例えば、沖縄の「自己決定権」を求める運動<sup>7)</sup>は、政治制度だけでなく、経済制度、教育制度、文化制度にも及びます。ロシア、ウクライナ（特に東部地域）も同様です。今、沖縄の抱える基地問題をはじめとする諸問題の解決は日本における積極的平和の試金石と言えます<sup>8)</sup>。

## 6. 積極的平和、「9条を守る」とは「非武装中立国になる」こと

澤野義一さんは「憲法9条は実質的な『非武装永世中立』規定と解される<sup>9)</sup>」という説を提唱されています。さらに田畑忍の永世中立論および憲法9条世界化論に言及され、「憲法9条の理念に適合するように、従来の国際法上の永世中立概念を発展（揚棄）させた。つまり、従来の国際法上の永世中立概念のもつ肯定的側面（軍事同盟の否認など）を取り込み、当該概念の否定的側面（武装主義）を切り捨てて、積極的な非武装永世中立という新しい永世中立概念を再構成したといえる<sup>10)</sup>」と述べられています。

オーストリア議会(1955年)の「外に対し常に独立を確保するため及び自国領土を侵されないため、オーストリアは、ここに自由意志をもって永世中立を宣言する。オーストリアは、一切の手段を挙げて永世中立を維持し、かつ、擁護せんとする」、「将来にわたりこの目的を確保するため、オーストリアは、いかなる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にいかなる外国の軍事基地の設置をも許さない」のように<sup>11)</sup>、衆参両院で永世中立を議決・宣言する。

スイスの「軍隊のないスイスを目指す」市民グループ(GSoA)による「スイスはいかなる軍隊も保有しない」、「連邦・邦・自治体および私人は軍事力を形成し、あるいは保有することができない」に向けての国民投票(1989年)の市民活動のように<sup>12)</sup>、軍隊のない日本を目指す。

そして1948年に軍隊を廃止、軍事予算を社会福祉に充て、国民の幸福度を最大化する道を選び、1983年には非武装永世中立宣言をしたコスタリカの「勇敢な平和」のように<sup>13)</sup>、アメリカからの脅しに屈しない。

カントは「常備軍(miles perpetuus)は、時とともに全廃されなければならない<sup>14)</sup>」、「なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えていることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである<sup>15)</sup>」と述べます。カントの『永遠平和のために』(ZUM EWIGEN FRIEDEN)の刊行(1795年)から200年以上が過ぎましたが未だ常備軍は全廃されていません。それどころか世界の大国を中心とした常備軍は大量破壊兵器の核兵器などと共に拡大を続け、日本の常備軍である自衛隊も拡大を続けています。「先進国」と言われる諸国家は、「抑

止力」という考えで、互いに世界を東アジア地域を戦争の脅威にさらしています<sup>16)</sup>。

### おわりに―「市民の科学」の課題―

アメリカと地続きの紛争地であった中米地域におけるコスタリカの平和創造の積極的な取り組みは、戦後、絶対平和（武力行使の絶対非認）の憲法をもつ日本が東アジア地域の平和創造に期待された役割でもあったのです。そこでは何よりも「市民の力」が問われます。

2016年に製作されたドキュメンタリー映画“コスタリカの奇跡―積極的平和国家のつくり方―”は社会学者でもあるマシュー・エディーとマイケル・ドレリングの二人による共同監督作品です。監督は次のように述べます。

「社会に不平等があると知ったら、まず、それを変えるように抵抗するべきでしょう。社会学者として、貧困、人種差別、格差問題などの社会的不平等こそが、平和を最も脅かす要因だと私は考えます。理想的なのは、指導者が市民を恐れるようになることです。市民の力を指導者に理解させ、市民を怒らせたらどうなるかを突きつける。そして、我々がどれだけ真剣に切実に平和を求めているかを訴え、市民の意見を尊重せねばと思わせることです<sup>17)</sup>」。

「市民の力」によって貧困、人種差別、格差問題などの社会的不平等をなくし、戦争をくい止め、平和を創造するメッセージとして受け止めたい。しかし、日本の現実、この「市民の力」の低下とともに、「永世軍事化」と戦争の道へと突き進もうとしています。「市民の科学」はこの映画の原題「A BOLD PEACE（勇敢な平和）」を目指す共同研究活動でありたい、また私を含めた「市民の力」を高めたいと思います。

#### <注>

- 1) 「沖縄返還密約」をスクープした元毎日新聞社記者・西山太吉さんが今年2月24日に逝去されました。西山さんは「日米同盟がすべて日本の国家のあり方を規制している」（『市民の科学』第3号、市民科学研究所、2011年、148ページ）と述べられた。この「あり方」は「密約」において端的に示されています。逝去2ヶ月前に刊行された『西山太吉 最後の告白』（集英社新書、2022年12月）の帯び付に「沖縄返還密約が日本の形を変えてしまった」、この言葉が今も聞こえます（「追悼文」、「市民科学通信」33号<2023年2月号>所収参照）。
- 2) 「吾人は飽まで戦争を非認す 之を道徳に見て恐る可きの罪惡也 之を政治に見て恐る可きの害毒也 之を經濟に見て恐る可きの損失也 社會の正義は之が爲めに破壊され 萬民の利福は之が爲めに蹂躪せらる 吾人は飽まで戦争を非認し 之が防止を絶叫せざる可らず」、この「非戦の言葉」は「平民新聞」第10号(1904年1月17日)の幸徳秋水の論説「吾人は飽まで戦争を非認す」の一部です。この3週間後が日露開戦です。ここから敗戦まで41年余りの長い戦争状態が続きます。この「非戦の言葉」は土佐・四万十川のほとりの正福寺境内に「非戦の碑」として2021年11月3日に建立されました。翌年2月24日にロシアのウクライナ侵攻・侵略が始まります。秋水のこの絶叫は120年後の私を含めた市民の絶叫と同じです。
- 3) 「定説」という表現は、東郷和彦「ウクライナ戦争とこれからの日本―『一刻も早く戦争を終わらせるには?』―」（龍谷大学社会科学研究所附属安重根東洋平和研究センター定例研究会、2022年7月25日）のPP資料によります。東郷さんは「定説は本当に正しいのか?」と疑問を提示され解決方法を論じられた。
- 4) 安斎育郎『新版・ウクライナ戦争論』発行：安斎科学・平和事務所、2023年4月を参照されたい。本書冒頭では、「ウクライナ戦争の原因を作ったのはアメリカ政府とウクライナ政府だ」、「西側メディアのフェイク・ニュースにだまされるな!」、「反ロシア・ウクライナ擁護の世論は極端に偏向している」と述べられ、ウクライナ戦争観・論を提示された。議論の広がりや創

っていきたい。

- 5) 旅順(大連)に「東洋平和会議体」を創設するとした安重根の「東洋平和論」(未完)、その獄中における提案(1910年2月)は、旅順港を開放し、韓・日・清で共同管理するとししました。「東洋平和会議」を組織し本部を旅順に置き、銀行を設立し共通貨幣を発行する金融共同体の創設でもあります。また、三国が経済的に協力する経済共同体を創設する提案です。ヨーロッパ連合(EU)の先駆けです。さらに、この「東北アジア連合」からインド、タイ、ベトナム、ビルマなどに広がる「アジア連合」への構想でもあったのです(李洙任・重本直利編著『共同研究・安重根と東洋平和』明石書店、2017年、66~67ページ参照)。

すでに1905年に「大韓帝国」は外交権を奪われ日本の保護国とされ、1907年には「国軍」を解散させられ、その後、安重根は「大韓義軍参謀中将」となりました。この「義軍」は日本の侵攻・侵略に対する市民的抵抗運動だと思います。軍艦も戦車も大砲も持っていなかったのです。常備軍(国軍)が日本によって解散させられた後の「義軍」の安は、カントの言う常備軍の漸進的廃止の提案ではなく、韓・中・日の「共同軍団」の設置を提案しました。なおカントは「国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これ(常備軍)とはまったく別の事柄である」(イマヌエル・カント、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、1985年、17ページ)と述べています。私もまったく「別の事柄」と思います。また、経済についてカントは、「商業精神」(中世社会の)に永遠平和にとっての意味づけをし、「兵力と同盟力と金力という三つの力のうち、金力がおそらくもっとも信頼できる戦争道具であろう」(同上、17ページ)とも述べます。すなわちカントと安のいずれも経済活動を平和状態の創設に関連づけています。

- 6) カント前掲、15ページ。

- 7) 新垣毅「沖縄はなぜ、いま、自己決定権か—アジアの平和を担う架け橋をめざして—」(季刊『現代の理論』、<http://gendainoriron.jp/vol.06/feature/f04.php>より)では、「2011年8月、韓国の憲法裁判所は『慰安婦』問題は未解決だとして、日本と再協議するよう韓国政府に求める判決を下した。12年には、最高裁判所に当たる韓国大法院が日本の朝鮮半島支配は違法だったとする判決を出した。だが日本はこうした潮流に対応しきれていない。体内的には、アイヌ民族が生活していた北海道や、日本が併合した琉球王国について、日本政府は『植民地』と認めたことはなく、琉球が日本の領土にどう編入されたかも、明確には説明していない。編入の国際法的根拠も不明なままだ」と述べられています。

また、島袋純「琉球/沖縄の『自己決定権』について—なぜ提起されなぜ潰されようとするのか—」(『立命館法学』2021年5・6号<399・400号>所収)では、「国際人権システムは、近年、琉球/沖縄の問題の根源を、先住の人民(Indigenous Peoples)としての権利がまったく保障されていないことに原因があるとみている」(同上、433ページ)とした上で、次の国連人権(自由権)規約委員会の日本政府(締約国)に対する審査総括所見を紹介しています。

「締約国は、アイヌ民族と琉球・沖縄民族を国内法で先住民と明確に認め、彼らの継承文化や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球・沖縄民族の子ども達に彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規の教育課程にアイヌ民族と琉球・沖縄民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである」(同上、440ページ)。

- 8) 宮崎昭「閉ざされた共生社会—移民とアイヌの北海道—」(重本直利・篠原三郎・中村共一編著『社会共生学研究』晃洋書房、2018年所収)において、宮崎さんは、「『本土復帰』した

はずの沖縄諸島の人びとは、いまなお自分たちの地域を『本土』とは言わない。北海道ではいまなお『内地』という言葉が残っている」（同上、327 ページ）と述べ、次のように問題を提起しています。

「『共生』とはそもそも異質の者が互いに対立しながらも、それぞれの生活を認め合い、相互扶助や互酬によって支えられることではなかったのか。その『共生』に立ちはだかるのが『戦争』であり、これを推し進める『国家』である」（同上、331 ページ）。

さらに「共生」に立ちはだかる「資本」との関係についての考察の不十分性が指摘されています。「共生」に立ちはだかる「戦争」、「国家」、「資本」、これらの諸関係の問題が「ウクライナ戦争」において正面から突きつけられています。「市民の科学」の課題です。何よりもこの戦争を生じさせ、その結果として「共生」に立ちはだかっているのはロシア国家の権力とウクライナ国家の権力です。これらの権力を容認する・黙認する諸国家の権力も含まれます。戦争に対して中立はない。戦争絶対非認です。これを公言し実行する国家権力者はいるのだろうか。非武装中立国の「勇敢な平和」のみかもしれない。

9) 澤野義一『平和憲法と永世中立—安全保障の脱構築と平和創造—』法律文化社、2012年、iv ページ。

10) 同上、87 ページ。

11) 重本冬水「ハムレットであるよりもドン・キホーテでありたい」『市民科学通信』34号、市民科学京都研究所、2023年所収より。

12) 13) 重本冬水「市民の力で戦争をくい止める」同上35号所収より。

14) カント前掲、16 ページ。

15) 同上、17 ページ。これに続けてカントは、常備軍に「人を殺したり人に殺されたりするために雇われることは、人間がたんなる機械や道具としてほかのもの（国家の）手で使用されることを含んでいると思われるが、こうした使用は、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しない」（同上、17 ページ）と述べています。

16) 君島東彦さんは、「六面体としての憲法9条」を論じられ、その一つの面体としての「東アジアから9条を見る」において市民社会とNGOの役割を次のように述べられています。

「コフィ・アナン国連事務総長（当時）の呼びかけに応じて始まったNGOのプロジェクト『武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ』（Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC）の枠組みのもとで、2004年から、東北アジア全域—中国、香港、台湾、北朝鮮、韓国、モンゴル、極東ロシア、日本の8つの国・地域—のNGO関係者が集まって、議論を続けてきた。このグループは、2005年2月に、東北アジアにおける武力紛争予防・平和創造の諸課題を『東北アジア地域アクション・アジェンダ（東京アジェンダ）』としてまとめている」（君島東彦「六面体としての憲法9条・再論—70年の経験を人類史の中に位置づける—」『立命館平和研究』第18号、2017年3月、8ページ）。

さらにこのアジェンダの一節を次のように紹介されています。

「私たちは、日本国憲法9条が地域的平和を促進するための不可欠な要素の1つであると認識している。日本国憲法9条は、日本の軍事主義を封じ込めることで地域の民衆の安全を確実なものにするための規範であるとされてきた。とくに、紛争解決の手段としての戦争およびそのための戦力の保持を放棄したという9条の原則は、普遍的価値を有するものと認知されるべきであって、東北アジアの平和の基盤として活用されるべきである」（同上、8～9ページ）。

17) 「KOKOCARA」（生協パルシステムの情報メディア）、2023年4月16日閲覧。

<https://kokocara.pal-system.co.jp/2018/06/04/country-without-army-costa-rica/>より。